

事業所税納税義務者 様

横浜市

## 災害による事業所税の減免について

災害により、事業所用家屋において行っていた事業を15日以上休止したと認められる場合、当該休止した事業の用に供する事業所用家屋に係る床面積相当分について、事業の休止期間に応じ、事業所税の資産割の減免を受けられる場合があります。

災害による減免を申請される際は、減免申請書及びその添付書類として、被害状況が確認できる写真、被害部分を図示した図面、罹災証明書(写し)等をご用意ください。減免の申請は、事業所税の申告とあわせて事業年度終了後2か月以内に行ってください。

また、必要に応じて財政局法人課税課の職員が現地調査を行います。詳しくは、財政局法人課税課事業所税担当へお問い合わせください。

### お問合せ・申請書等送付先

〒231-8312 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル5階

横浜市財政局主税部 法人課税課 事業所税担当

電話：045-671-4491、FAX：045-210-0481